

必要保障額診断シート

下記の「計算例」を参考にして、自身の必要保障額を算出してみましょう。

STEP 1 遺族の基本生活費 (a)年額 万円 - 公的保障(遺族年金) (b)年額 万円 = 想定される不足額のめやす (7)年額 万円

STEP 2 (7)年額 万円 × 補てんが必要な期間 年 = 不足額の補てん (f)万円

葬祭費用 (c)万円 + 引越し費用 (d)万円 + ローン返済など (e)万円 + 不足額の補てん (f)万円 = 一時的費用 (1)万円

STEP 3 子どもの教育資金 (g)万円 + 配偶者の老後準備資金 (h)万円 + その他 (i)万円 = 将来発生する費用 (2)万円

STEP 4 一時的費用 (1)万円 + 将来発生する費用 (2)万円 = 共済などによる必要保障額 万円

退職金・職場の福利厚生など 万円 - 貯蓄 万円 = 必要保障額 万円

Point 基本生活費以外の「まとまった費用」の中で不足する分は、共済などで備えましょう!

基本生活費は、「公的保障」でまかないます。

新しい生活を始めるのにこれだけが必要です。

ライフステージの変化によって生じる費用です。

じちろう 団体生命共済の死亡保障例

組合員本人 (~60歳) の場合	型	型	型	型	型	型
死亡保障 (病気の場合)	万円	万円	万円	万円	万円	万円

団体生命共済は「病気・不慮の事故による入院、通院、成人病、手術、診断書料補助」など、医療保障も充実しています。詳しくは「じちろうセット共済パンフレット」でご確認ください。

計算例 夫が死亡し、パートの妻と子どもが遺された場合

家族構成 夫：37歳・勤続13年 妻：35歳・パート 子：2歳 世帯年収：600万円 夫の収入：500万円

退職金・職場の福利厚生など 600万円 (死亡退職金)

貯蓄 150万円

ローン返済 なし

STEP 1 遺族の基本生活費 (a)年額 360万円 - 公的保障(遺族年金) (b)年額 151万円 = 想定される不足額のめやす (7)年額 209万円

STEP 2 (7)年額 209万円 × 補てんが必要な期間 4年 = 不足額の補てん (f)836万円

葬祭費用 (c)500万円 + 引越し費用 (d)0万円 + ローン返済など (e)0万円 + 不足額の補てん (f)836万円 = 一時的費用 (1)1,336万円

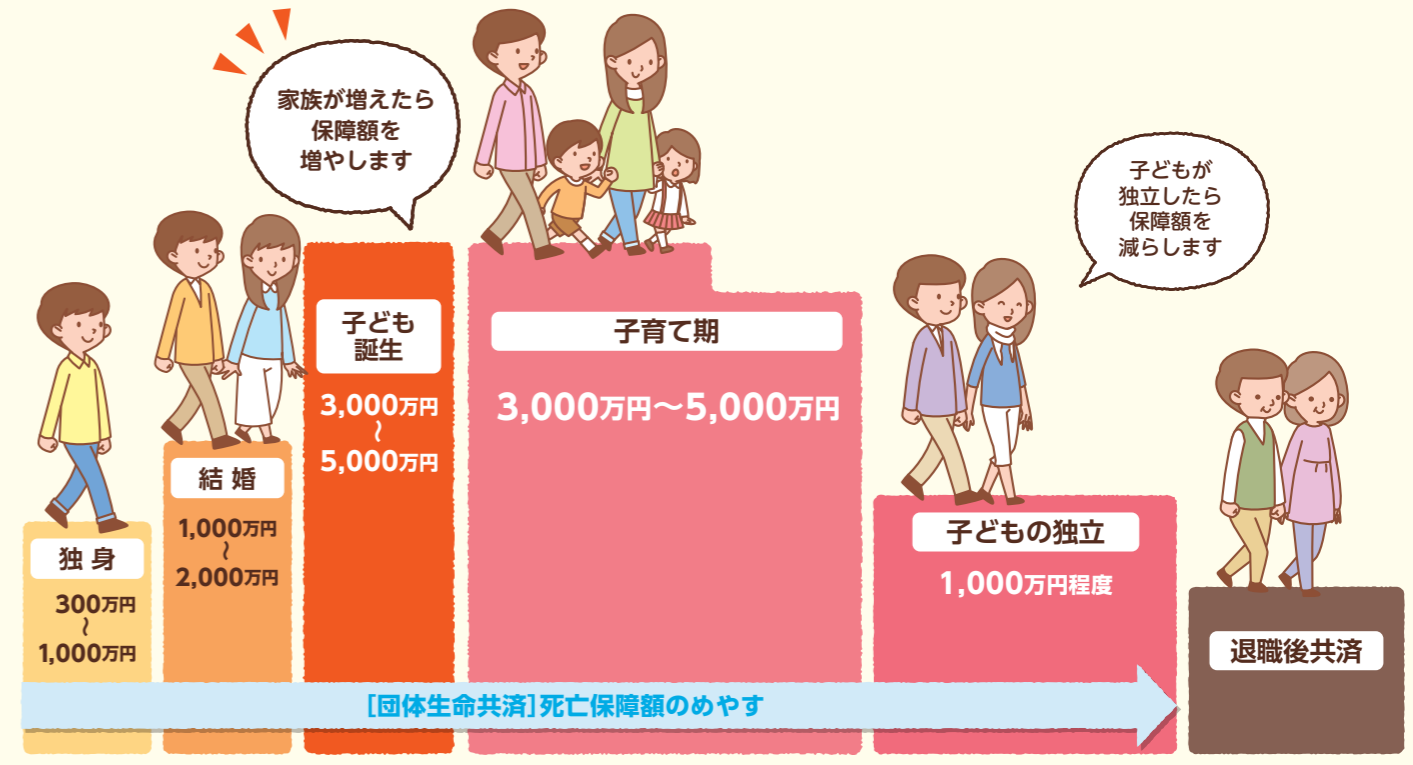
STEP 3 子どもの教育資金 (g)1,000万円 + 配偶者の老後準備資金 (h)740万円 + その他 (i)200万円 = 将来発生する費用 (2)1,940万円

STEP 4 一時的費用 (1)1,336万円 + 将来発生する費用 (2)1,940万円 = 共済などによる必要保障額 2,526万円

退職金・職場の福利厚生など 600万円 - 貯蓄 150万円 = 必要保障額 2,526万円

必要保障額 診断シート

必要保障額は一人一人のライフステージによって違うもの。無理・無駄のない保障に備えるために、自己診断してみましょう!



入職 結婚 第1子誕生 第2子誕生 子どもの独立 定年 退職 退職後

じちろう共済 ラインナップ

総合共済 じちろう 子どもの保障満期金付タイプ

団体生命共済

長期共済・税制適格年金

住みいる共済 じちろう マイカー共済

自賠償共済

あなたのライフステージにあわせて、マークがついている部分を算出してください。
 独身の方 = 、結婚~子育て期の方 = 、子どもが独立された方 =

こくみん共済 (全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部 全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

STEP 1

月々必要となる基本生活費は？
公的保障との差額を認識しましょう

1 遺族の基本生活費を算出してみましょう

基本生活費は、日常的な衣食住をまかなうものとして、「現在の世帯収入」の60%程度をめやすとします。
また、最低でも確保したい額として、2人以上世帯は月額25万円程度、単身世帯は月額20万円程度とします。

現在の世帯収入 (手取り)	遺された家族の基本生活費		遺族の基本生活費 a 年額 万円
	月額	年額	
300万円~400万円	単身世帯 20万円 2人以上世帯 25万円	240万円 300万円	×60%=
500万円	25万円	300万円	
600万円	30万円	360万円	
700万円	35万円	420万円	
800万円	40万円	480万円	

2 公的保障(遺族年金)はどれくらいもらえるのか、算出してみましょう(概算)

遺族年金の額は、死亡された方の収入、年金加入期間、家族構成などによって異なってきます。
そこで、右下の各ケースに分類して算出した額をめやす(概算)としてとらえます。なお、遺族年金の所得税は非課税扱いとなります。

■ 受け取れる公的年金の種類

死亡した人	遺族	受け取れる公的遺族年金の種類
夫	妻と子	遺族基礎年金と遺族厚生年金 ・子が18歳到達年度の末日に妻40歳以上の場合、65歳まで中高齢寡婦加算が併給
	妻	遺族厚生年金 ・40歳以上の妻の場合は、65歳まで中高齢寡婦加算が併給 ・29歳までの妻は、遺族厚生年金の支給は5年間となる
妻	夫と子	・55歳以上の夫の場合は遺族基礎年金と遺族厚生年金 ・54歳までの夫の場合は夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金(18歳到達年度まで)
	夫	妻死亡時に55歳以上の夫には遺族厚生年金(支給開始は60歳から)

■ 遺族年金の額(概算)
(夫が死亡した場合)

※在職中の死亡の場合、子がいないうち40歳以上の妻、あるいは子がいる妻でもその子が18歳到達年度の年度末時点で40歳以上である場合は、「中高齢寡婦加算」として厚生年金から年額60万円(月額5万円)が支給されます。

※年取は「現在までの平均年取」をめやすとして用います。なお、20歳代~30歳代前半の方は、現在の年取を用います。

※加入月数は最低保障月数の300月(25年)で試算しています。厚生年金の加入年数が25年を超えるときは実際の加入年数で計算してください[55円×年取(万円)]×加入年数×3/4で算出。

※妻が死亡した場合、遺族年金額は同じですが、支給時期や支給対象条件が異なります(「受け取れる公的年金の種類」参照)。

年取	遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族年金合計	年取	遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族年金合計
200万円	妻	—	—	20万円	600万円	妻	—	—	61万円
	妻+子1人	100万円	20万円	120万円		妻+子1人	100万円	61万円	161万円
	妻+子2人	120万円	—	140万円		妻+子2人	120万円	—	181万円
	妻+子3人	130万円	—	150万円		妻+子3人	130万円	—	191万円
300万円	妻	—	—	30万円	700万円	妻	—	—	72万円
	妻+子1人	100万円	30万円	130万円		妻+子1人	100万円	72万円	172万円
	妻+子2人	120万円	—	150万円		妻+子2人	120万円	—	192万円
	妻+子3人	130万円	—	160万円		妻+子3人	130万円	—	202万円
400万円	妻	—	—	41万円	800万円	妻	—	—	82万円
	妻+子1人	100万円	41万円	141万円		妻+子1人	100万円	82万円	182万円
	妻+子2人	120万円	—	161万円		妻+子2人	120万円	—	202万円
	妻+子3人	130万円	—	171万円		妻+子3人	130万円	—	212万円
500万円	妻	—	—	51万円					
	妻+子1人	100万円	51万円	151万円					
	妻+子2人	120万円	—	171万円					
	妻+子3人	130万円	—	181万円					

公的保障(遺族年金)
b 年額
万円

3 想定される不足額のめやすを算出しましょう

想定される不足額は、a 遺族の基本生活費から b 公的保障(遺族年金)を引いた金額がめやすとなります。配偶者が働けない場合はその期間に相当する金額をSTEP2で算出します。

遺族の基本生活費 a 年額 万円	-	公的保障(遺族年金) b 年額 万円	=	想定される不足額のめやす a 年額 万円
------------------------	---	--------------------------	---	----------------------------

STEP 2

新たな生活に必要な
まとまった費用は？

遺族が新たな生活を始めるのに必要な「一時的費用」を算出してみましょう

1 葬祭費用

家族の考え方で大きく変わりますが、葬儀費用・法要などのめやすは200万円、墓地購入費用(墓石代、永代使用料など)を加えた場合は400~500万円がめやすです。

c 万円

2 引越し費用

実家などへ引越しする場合は、引越し費用も必要となります。

d 万円

3 ローン返済など

遺族の方にローンが継承される場合は、その費用を一時的費用に加えて考えます。

住宅ローンでは多くの場合、団体信用生命保険などへの加入によって、万一の場合でも死亡保険金でローン残高を精算するようになっていきます。

e 万円

4 不足額の補てん

(主に配偶者の就労が困難なとき)

想定される不足額のめやす 補てんが必要な期間*
a 年額 万円 × 年

- 例 ① 幼い子どもがいる場合
→子どもが小学校に入学するまでの期間
- ② 配偶者が中高齢である場合
→老齢年金の受け取り開始年齢までの期間(65歳-現在の年齢)

f 万円

一時的費用 c+d+e+f

g 万円

STEP 3

将来必要となる
まとまった費用は？

将来発生する費用を算出してみましょう

1 子どもの教育資金

学費など	幼稚園(3年間)		小学校(6年間)		中学校(3年間)		高校(3年間)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学費など	42万円	109万円	64万円	571万円	55万円	322万円	84万円	216万円
塾・お稽古代など	25万円	50万円	129万円	388万円	92万円	99万円	53万円	86万円

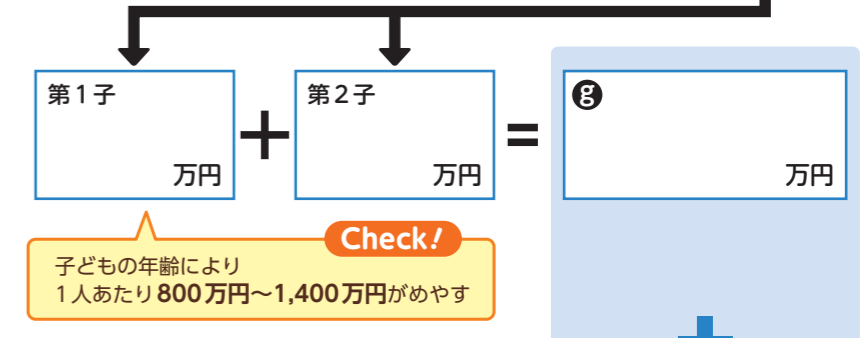
※文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」をもとに作成。

大学(4年間) ※私立医歯系は6年間			
国立	私立文系	私立理系	私立医歯系
243万円	398万円	542万円	2,357万円

※文部科学省「平成30年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金額」をもとに作成。

大学生への仕送り(年額)				大学に通う期間 年
国立		私立		
自宅	一人暮らし	自宅	一人暮らし	×
62万円	117万円	107万円	171万円	

※独立行政法人日本学生機構「平成30年度学生生活調査結果」をもとに作成



2 配偶者の老後準備資金

配偶者の年齢や退職後の計画によって設定します。

h 万円

3 その他

そのほか準備しておいた方がよい項目を設定します。

- 例 親の生活費の支援
家のリフォーム費用・建て替え費用
車や家電の買い替え費用 など

i 万円

将来発生する費用 g+h+i

j 万円